資料５

第６期北海道障がい福祉計画素案（案）

【令和３年度～令和５年度】

北　海　道

目次

第１ 計画の基本的事項 3
１ 計画策定の趣旨と目的 3
２ 計画の位置付け 4
３ 区域の設定 6
第２ 障がいのある人の現状等 9
１ 障がいのある人の現状 9
２ サービス提供体制の現状と評価 11
３ 主なサービス提供基盤の整備状況 17
第３ 計画推進のための基本的事項 19
１ 第６期障がい福祉計画推進の基本方針 20
第４ 計画推進のための具体的な取組 22
１ 北海道障がい者条例の施策の推進 22
２ 権利擁護の推進 23
３ 地域生活支援体制の充実 26
４ 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進 33
５ サービス提供基盤の整備 35
６ 障がい児支援の充実 39
７ 発達障がいのある人や医療的ケアの必要な在宅の障がいのある人等への支援 44
８ 精神保健福祉・医療施策の充実 47
９ 就労支援施策の充実・強化 50
10 多様な人材の確保・養成及びサービスの質の向上 58
11 安全確保に備えた地域づくりの推進 59
第５ 計画の推進管理 61
１ 制度の円滑な推進 61
２ 計画の推進管理 61
第６ 令和５年度（2023年度）の成果目標 62
１ 福祉施設の入所者の地域生活への移行目標 63
２ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標 63
３ 地域生活支援拠点等の整備目標 64
４ 就労支援に関する目標 64
５ 障がい児支援の提供体制の整備目標 66
６ 医療的ケア児等支援に関する目標 67
７ 相談支援体制の充実・強化等 67

８　障害福祉サービス等の質の向上 67

第１　計画の基本的事項

１　計画策定の趣旨と目的

(1) 計画策定の趣旨

道では、平成15年(2003年)３月に21世紀初頭の北海道における障がい福祉施策の基本的な方向と主要な施策を示す「北海道障害者基本計画」（以下「基本計画」という。）〔第１期計画期間：平成15～24年度(2003～2012年度)〕と、その着実な推進を図るため、「前期実施計画」〔計画期間：平成15～19年度(2003～2007年度)〕を策定し、「ノーマライゼーション*1社会の実現」を目標に、地域生活の支援体制の充実など、各般の施策の推進を図ってきました。

平成15年度(2003年度)からは「支援費制度*2」が導入され、障がいのある人の自己決定や選択を尊重した利用者本位のサービスが提供されることとなりましたが、「支援費制度」は、精神障がいのある人を対象としていないことや、支援の必要度を判定する客観的な基準がなく支給決定の過程が不透明であることなどの課題があったことから、制度全般が見直され、平成17年(2005年)11月７日に「障害者自立支援法*3」が公布、平成18年(2006年)４月から施行されました。

その後、平成24年(2012年)６月に、国においては、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービス*4の充実等、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援し、新たな障がい保健福祉施策を講ずるため、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」という。）を公布し、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正し、「障害者」の定義に難病等を追加、また、平成25年(2013年)６月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律*5（以下「障害者差別解消法」という。）が制定され、平成26年(2014年)２月には「障害者の権利に関する条約」を批准、さらには、平成28年(2016年)６月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が行われ、障がいのある人自らが望む地域で暮らすことができるよう生活支援と就労支援の充実や障がいのある子どもへの多様化するニーズに対応するため、同年８月に発達障害者支援法が改正され、発達障がい者支援の一層の充実が図られました。

道では、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」並びに「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」（以下「北海道障がい者条例」という。）の趣旨を踏まえ、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等が計画的に提供されるための実施計画として、「北海道障がい福祉計画」（以下「この計画」という。）を策定することとします。

(2) 計画の目的

障がいのある人が、自立した日常生活及び社会生活を営むためには、道内の各地域において、必要な支援を提供できるよう、相談体制やサービス基盤の整備が必要であり、そのためには、共に生活する地域住民の理解や協力による「まちづくり」の視点が必要となります。

この計画は、こうした視点に立ち、障がいのある人を主体とした支援体制づくりを進め、本人が希望する暮らしの実現、意欲や障がい特性に応じた地域活動が保障される社会づくりを推進していくため、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を基本テーマとして目指すこととします。

令和３年度(2021年度)から５年度（2023年度）までを計画期間とする第６期計画については、地域における生活の維持及び継続の推進、就労定着に向けた支援、地域共生社会の実現に向けた取組、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム*6の構築、障がい者の社会参加を支援する取組、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築、発達障がい者支援の一層の充実を目指し、成果目標やサービス見込み量等の確保方策等について定めます。

〇第６期北海道障がい福祉計画

・根拠：障害者総合支援法第89条第１項

・概要：障害福祉サービス等及び障害児通所支援事業等の円滑な実施を確保するための基本的な指針［令和２年(2020年)５月19日厚生労働省告示第213号］（以下「基本指針」という。）に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施について定める、都道府県障害福祉計画。

・参考通知：「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」〔平成21年(2009年)１月８日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知障企自第0108001号〕

〇第５期障がい者就労支援推進計画［北海道働く障がい者応援プラン*7・第Ⅴ章］

・根拠：北海道障がい者条例第29条第１項

・概要：障がいのある人の就労支援に関する施策の実施について示す、就労支援推進計画及び都道府県工賃向上計画。

・参考通知：「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針〔平成24年(2012年)4月11日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知障発0411第４号〕

〇 第２期北海道障がい児福祉計画

・根拠：児童福祉法第33条の22

・概要：基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施について定める、都道府県障害児福祉計画。

２　計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

この計画は、「北海道総合計画」が示す政策の基本的な方向に沿って策定、推進する特定分野別計画である「北海道地域福祉支援計画」の施策別計画であり、障害者基本法に基づき策定している基本計画（第２期計画期間：平成25～令和４年度（2013～2022年度）の実施計画として位置付けることとしています。

なお、社会福祉法その他法律の規定による計画であって障がい者等の福祉に関する事項を定めるものと調和を保つよう整理しています。

(2) 計画の期間

この計画は、計画期間を令和３年度（2021年度）から令和５年度（2023年度）までの３年間（第６期計画）とします。

なお、道はこの計画について、定期的に調査・分析及び評価を行い、必要がある場合は計画を見直すなどの措置を講ずることとします。

図１ 【計画の位置付け】

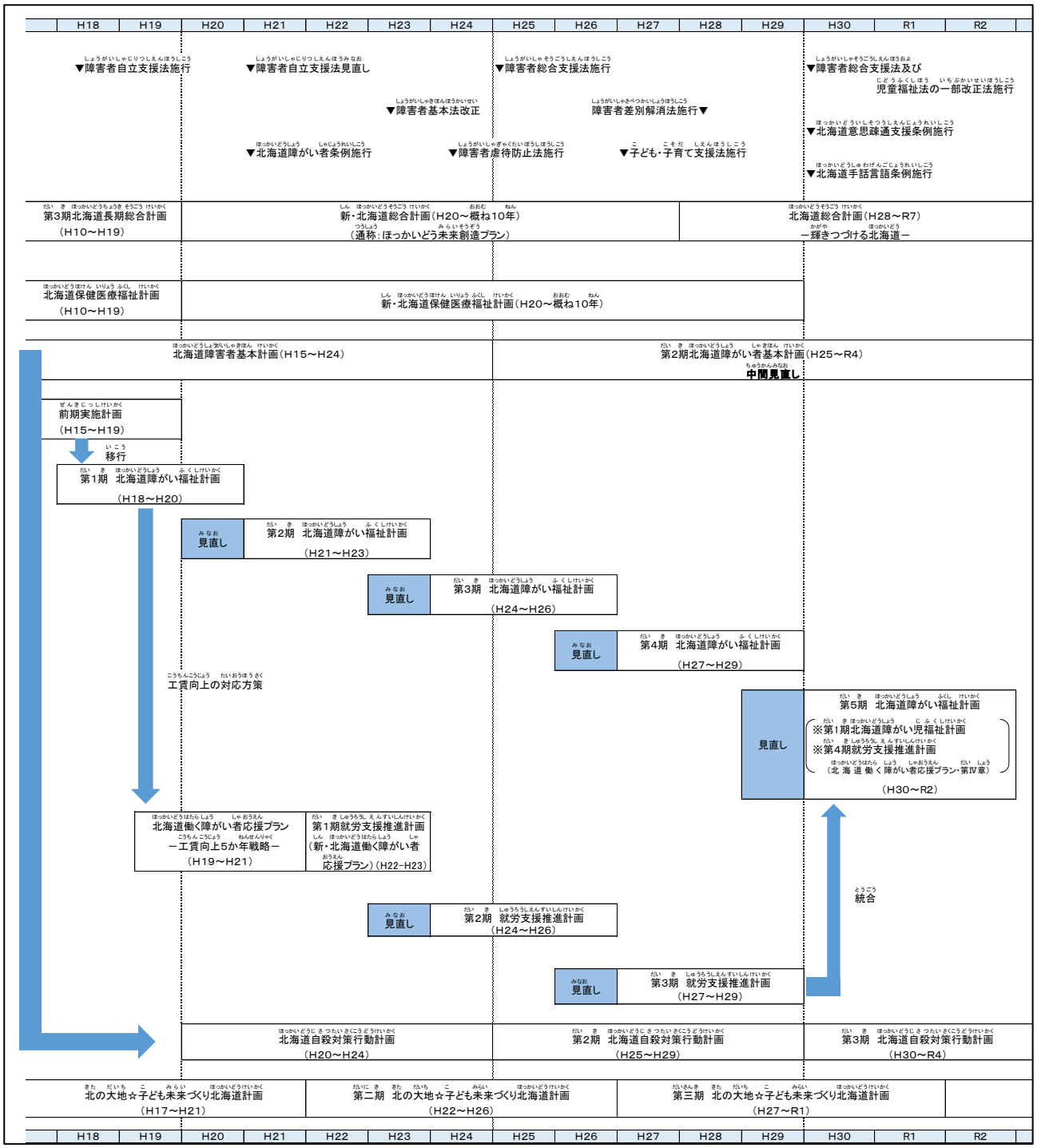

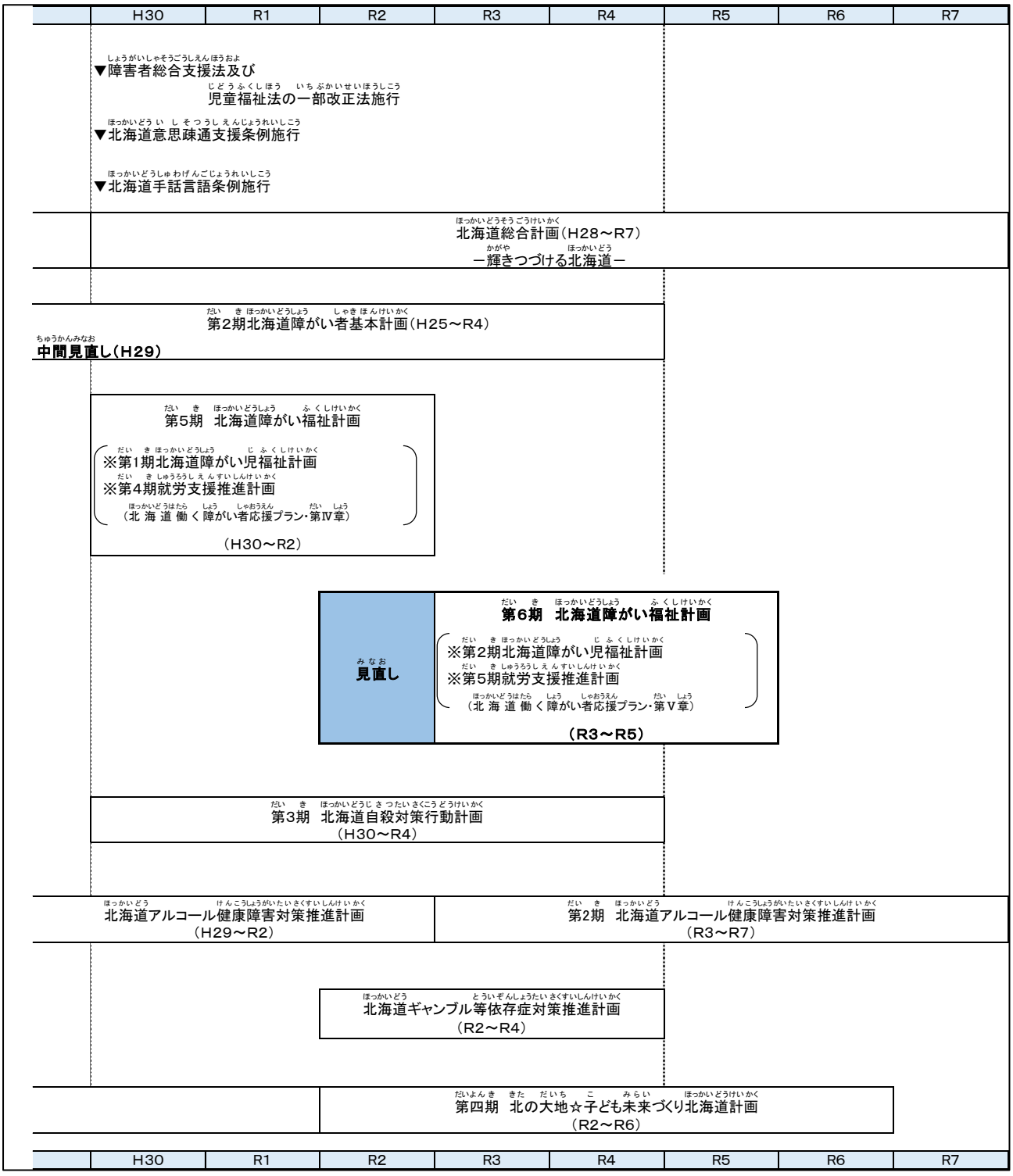

3　区域の設定

この計画に定めるサービスの提供体制の確保が、地域間の格差を縮小しながら進められるよう、次のとおり、サービスの種類ごとに、サービス量（支給量及び整備量）を見込み、推進管理等を行う「区域」を設定しています。

(1) 居住系サービス（施設入所支援）：「全道域」

入所施設については、今後も、地域生活への移行支援を推進する観点から、基本的には創設は行わず

に、現在入所されている方について、円滑に地域生活への移行が図られるような体制の整備を進めるとともに、施設入所支援を必要とする障がいのある人の状況を考慮し、全道一圏域で広域的に入所定員の調整を行うこととします。

⑵ 居住系サービス（共同生活援助）及び日中活動系サービス：「北海道障がい保健福祉圏域の21圏域〔札幌市を含む。〕」（この圏域は、第二次地域福祉圏域と同じ。）

グループホームなどの住まいの場や生活介護、就労継続支援などの日中活動の場については、利用者の生活圏域（通所等によりサービス利用が可能な単位）に着目してサービスの基盤整備を進める必要があることから、21の北海道障がい保健福祉圏域単位で必要な調整を行うこととします。

⑶ 訪問系サービス及び相談支援：「市町村圏域」

居宅介護などの訪問系サービスについては、在宅において提供することを基本とすることから、市町村圏域単位で地域生活への移行の進捗状況などに合わせて必要な調整を行うこととします。

また、相談支援*8については、地域生活への移行や地域定着支援の観点から、最も身近な行政機関である市町村で必要な体制の整備について調整を行うこととします。

図２ 【圏域の区域】

北海道障がい保健福祉圏域
（２１圏域）

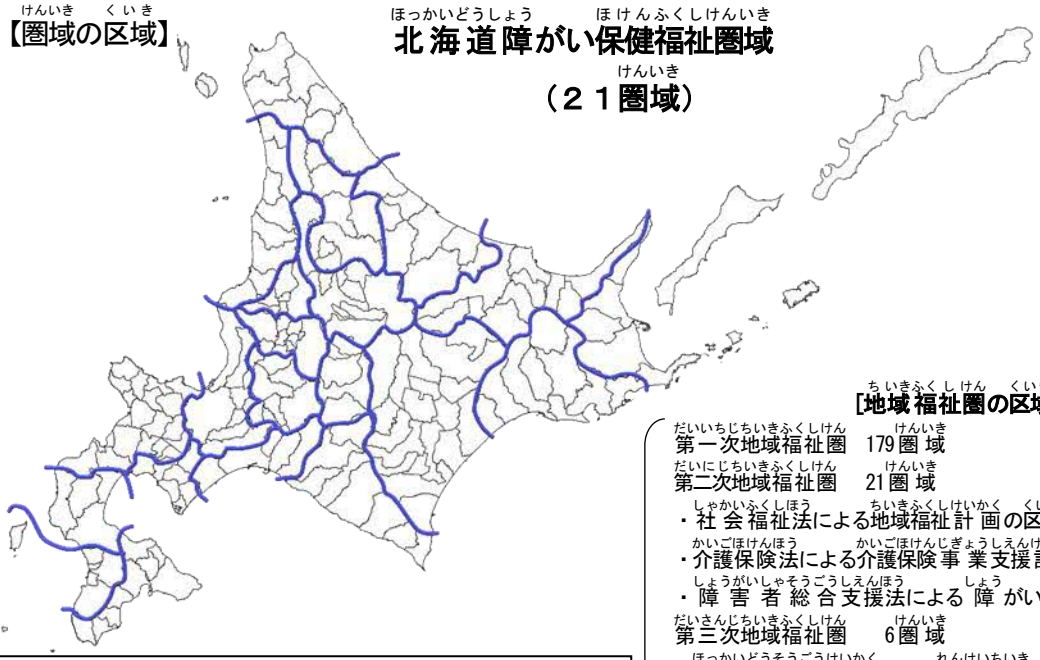

国土数値情報（H30行政区域データ）を加工して作成
(https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-v2_3.html)

[地域福祉圏の区域]

第一次地域福祉圏　179圏域
第二次地域福祉圏　21圏域
・社会福祉法による地域福祉計画の区域
・介護保険法による介護保険事業支援計画の区域
・障害者総合支援法による障がい福祉計画の区域
第三次地域福祉圏　6圏域
・北海道総合計画による連携地域（エリア）

	圏域名	振興局名	市町村名
1	南渡島	渡島	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町
2	南檜山	檜山	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町
3	北渡島檜山	渡島・檜山	八雲町、長万部町、今金町、せたな町
4	札幌	石狩	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村
5	後志	後志	小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
6	南空知	空知	夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町
7	中空知		芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町
8	北空知		深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町
9	西胆振	胆振	室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町
10	東胆振		苫小牧市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町
11	日高	日高	日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町
12	上川中部	上川	旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、幌加内町
13	上川北部		士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町
14	富良野		富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村
15	留萌	留萌	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
16	宗谷	宗谷	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町
17	北網	オホーツク	北見市、網走市、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、大空町
18	遠紋		紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
19	十勝	十勝	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
20	釧路	釧路	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
21	根室	根室	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町

第２　障がいのある人の現状等

１　障がいのある人の現状

北海道の人口に占める障がいのある人の割合は、高齢化等の影響により、年々増加しています。
また、全国と比較すると、すべての障がい種別で障がいのある人の割合が高くなっています。

(1) 身体障がい

身体障害者手帳交付者数は、平成30年度（2018年度）末現在で、298,536人となっており、平成20年度（2008年度）末と比較すると、10年間で 4,226人増加しています。また、北海道の人口に占める割合は、平成20年度（2008年度）末の 5.3%から、平成30年度（2018年度）末で 5.6%と 0.3 ポイント増加しています。全国においては、5,087,257人で、人口比4.0%となっています。

(2) 知的障がい

療育手帳交付者数は、平成30年度（2018年度）末現在で、63,048人となっており、平成20年度（2008年度）末と比較すると、10年間で 20,035人増加しています。　また、北海道の人口に占める割合は、平成20年度（2008年度）末の 0.8%から、平成30年度（2018年度）末で 1.2%と 0.4 ポイント増加しています。
全国においては、1,115,962人で、人口比0.9%となっています。

(3) 精神障がい

精神保健福祉手帳交付者や自立支援医療受給者など保健所で把握している精神障がいのある人の数は、平成30年度（2018年度）末現在で、167,208人となっており、平成20年（2008年）12月末と比較すると、10年間で 36,827人増加しています。北海道の人口に占める割合は平成20年度（2008年度）末の 2.4%から、平成30年度（2018年度）末で 3.2%と 0.8 ポイント増加しています。
なお、精神保健福祉手帳交付者数は、平成30年度（2018年度）末現在で、48,780人となっており、平成20年度（2008年度）末と比較すると、10年間で 22,865人増加しています。
北海道の人口に占める割合は平成20年度（2008年度）末の 0.5%から、平成30年度（2018年度）末で 0.9%と 0.4 ポイント増加しています。
全国においては、1,062,700人で、人口比0.8%となっています。

		20年度（2008年度）	21年度（2009年度）	22年度（2010年度）	23年度（2011年度）	24年度（2012年度）	25年度（2013年度）	26年度（2014年度）	27年度（2015年度）	28年度（2016年度）	29年度（2017年度）	30年度（2018年度）
身体障がい者	18歳未満	4,993	4,733	4,617	4,730	4,570	4,394	4,251	3,829	3,746	3,605	3,507
	18歳以上	289,317	290,159	292,411	301,061	298,126	297,163	295,515	300,456	298,436	296,542	295,029
	合計	294,310	294,892	297,028	305,791	302,696	301,557	299,766	304,285	302,182	300,147	298,536
	人口に占める割合	5.3%	5.3%	5.4%	5.6%	5.5%	5.5%	5.5%	5.6%	5.6%	5.6%	5.6%
知的障がい者	18歳未満	9,853	10,580	11,287	11,838	12,371	12,795	13,539	13,402	13,827	14,100	14,271
	18歳以上	33,160	34,540	35,830	37,211	38,819	40,314	41,510	43,708	45,265	46,971	48,777
	合計	43,013	45,120	47,117	49,049	51,190	53,109	55,049	57,110	59,092	61,071	63,048
	人口に占める割合	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%
精神障がい者	保健所把握数	130,381	136,073	125,993	127,863	136,382	143,344	144,430	155,351	157,679	165,022	167,208
	精神保健福祉手帳交付者数	25,915	28,907	31,369	32,748	36,100	40,000	37,463	43,852	46,327	46,986	48,780
	保健所把握数の人口に占める割合	2.4%	2.5%	2.3%	2.3%	2.5%	2.6%	2.7%	2.9%	2.9%	3.1%	3.2%
人口		5,543,556	5,520,894	5,498,916	5,474,216	5,465,451	5,463,045	5,431,658	5,401,210	5,370,807	5,339,539	5,304,413

※手帳交付者数は各年度末現在。　※保健所把握数は、平成26年度(2014年度)まで各年度12月末現在
※人口は、平成24年度(2012年度)までは年度末現在。平成25年度(2013年度)からは、翌年1月1日現在
※資料：福祉行政報告例、衛生行政報告例、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査

図３　【障がい者数の推移】

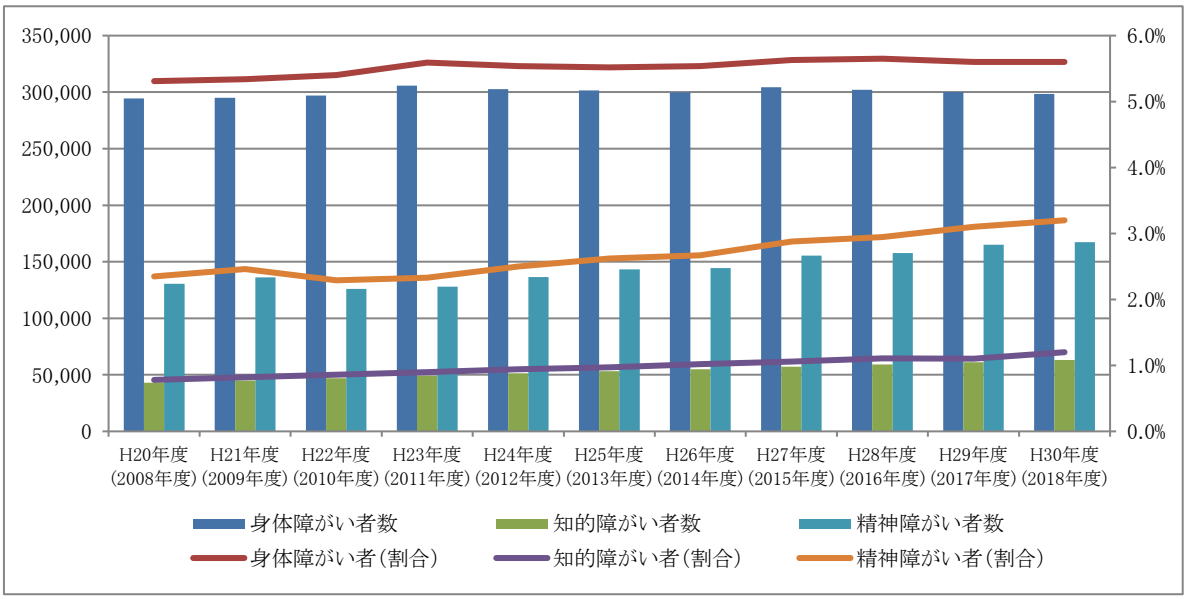

・発達障がい

発達障がいとは、発達障害者支援法により、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されており、平成22年（2010年）の改正で障害者自立支援法の対象として明確に規定されました。

さらに、平成23年（2011年）８月には障害者基本法が改正され、「障害者」の定義において「精神障害（発達障害を含む。）」と規定されました。

また、発達障害者支援法の施行から 10年が経過し、平成28年（2016年）に法改正が行われ、支援の一層の充実が規定されました。

発達障がいは、個々によりその特性が異なり、本人や家族、周囲の人が個人の特性を理解し、その人にあった配慮や支援を行うことにより、持っている本来の力が活かされるようになります。

・高次脳機能障がい

高次脳機能障がいとは、脳卒中などの病気や交通事故、頭部への怪我などにより、脳を損傷した後遺症としてみられる障がいです。脳損傷による認知機能障害（記憶障害や注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害など）を主な症状として、日常生活や社会生活に制約が出ている障がいをさし、「器質性精神障害」として精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療（精神通院医療）の申請対象とされています。

また、手帳の有無にかかわらず、障害者総合支援法に基づくサービスの給付対象になることが可能です。高次脳機能障がいは、身体障がいがみられず、外見上は障がいが目立たないことから「見えにくい障がい」といわれ、障がいに関する十分な理解が得られていない実態があり、高次脳機能障がいのある人の正確な人数を把握できていないのが現状です。

(4) 難病等

難病とは、原因不明で、治療が極めて困難で、希少であり、後遺症を残すおそれが少なくないことや、経過も慢性にわたり、生活面に長期に支障をきたす疾病です。

平成23年（2011年）８月に改正された障害者基本法において「障害者」の定義に含まれ、平成25年（2013年）４月の障害者総合支援法の施行により、「障害者」の定義に難病等（治療方法が確立していない疾病その他の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）と明記され、難病等である人も障害福祉サービス等を利用できるようになりました。

また、対象となる疾病については、令和元年（2019年）７月に361疾病に拡大されています。

２　サービス提供体制の現状と評価

(1) サービスの利用状況

① 障害福祉サービスの利用状況（令和２年（2020年）３月分）

障害福祉サービスの利用者は55,765人となっており、うち入所施設利用者が9,458人となっています。

	サービス種類	単位	令和元年度（2019年度）
訪問系	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	時間	353,733
			286,222
			80.9%
居住系	共同生活援助	人	11,886
			12,189
			102.5%
	施設入所支援	人	10,126
			9,458
			93.4%

※上段：計画　下段：実績

	サービス種類	単位	令和元年度（2019年度）
日中活動系	生活介護	人日	374,267
			351,961
			94.0%
	自立訓練（機能訓練）	人日	508
			337
			66.3%
	自立訓練（生活訓練）	人日	8,838
			6,394
			72.3%
	就労移行支援	人日	35,739
			24,703
			69.1%
	就労継続支援（Ａ型）	人日	102,744
			85,096
			82.8%
	就労継続支援（Ｂ型）	人日	352,785
			328,465
			93.1%
	療養介護	人	1,291
			1,283
			99.4%
	短期入所（福祉型）	人日	18,158
			11,569
			63.7%
	短期入所（医療型）	人日	2,274
			655
			28.8%

また、第５期計画で定めたサービス見込量に対する令和元年度（2019年度）の実績では、施設入所支援が93.4%となっていますが、地域における居住サービスである共同生活援助は102.5%、訪問系サービスは80.9%、日中活動系サービスの生活介護は94.0%、就労継続支援（Ｂ型）が93.1%となっています。

② 障害児通所支援等*9の利用状況（令和２年（2020年）３月分）

障害児通所支援の利用者は、児童発達支援で 64,551人、放課後等デイサービスでは 112,942人となっております。

	サービス種類	単位	令和元年度(2019年度)		サービス種類	単位	令和元年度(2019年度)
入所	福祉型	人	372	通所	児童発達支援	人日	64,551
	医療型	人	163		医療型児童発達支援	人日	349
					居宅訪問型児童発達支援	人日	19
					放課後等デイサービス	人日	112,942
					保育所等訪問支援	人日	188

(2) 入所施設の状況

令和２年（2020年）４月１日現在の入所施設数は、204施設で定員は 10,508人となっています。

また、令和２年（2020年）３月の入所施設の利用者数は、9,558人となっており、平成29年（2017年）３月利用者数から 305人の減となっています。

区分	入所施設数（定員）				入所施設利用者数	
	H29.4.1		R2.4.1		H29.3	R2.3
障害者支援施設	209	10,929	204	10,508	9,863	9,558

(3) 居住支援の状況

グループホーム（共同生活援助）は、障害者自立支援法の施行後、指定基準の規制緩和が図られたことなどにより、施行時点の平成18年（2006年）と比較すると定員の大幅な増加がみられます。

また、令和２年（2020年）３月利用者数は、12,189人となっており、平成29年（2017年）３月利用者から 1,792人の増となっています。

【グループホームの指定・整備実績】

		H18.4	H20.4	H23.4	H26.4	H29.4	R2.4
グループホーム	か所数	635か所	321か所	377か所	433か所	525か所	626か所
	利用定員	2,960人	4,672人	6,555人	9,579人	11,140人	13,148人
伸び率（R2/H29）							118.03%

※H26.4まではグループホーム（共同生活援助）及びケアホーム（共同生活介護）の合計です。

(4) 工賃（賃金）の状況

令和元年度（2019年度）における道内の事業所（就労継続支援事業所1,125か所）における月額一人当たり平均工賃（賃金）は、28,738円となっており、このうち、就労継続支援Ｂ型事業所（901か所）では、19,078円となっており、障がいのある人が、生きがいを持ち安心して地域で暮らせるようになるためには、工賃（賃金）向上に向けた更なる取組が求められています。

《工賃とは》

生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として施設や事業所等の利用者に支払うこととされています。（障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等）

《賃金とは》

賃金、給料、手当、賞与その他名称を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいいます。（労働基準法）

【令和元年度（2019年度）工賃（賃金）実績】

施設種別	施設数（か所）	定員（人）	工賃支払対象者延人数	工賃支払総額（円）	平均工賃/月（円）
就労継続支援A型事業所	224	4,383	46,896	3,494,892,522	74,524
就労継続支援B型事業所	901	19,265	222,293	4,241,094,530	19,078
合計	1,125	23,648	269,189	7,735,987,052	28,738

《賃金と工賃について》

「賃金」と「工賃」は、ともに仕事・作業の対価として支払われるものですが、この計画においては、雇用関係において、企業、福祉工場、就労継続支援Ａ型事業所等と雇用契約を締結する場合には「賃金」、就労継続支援Ｂ型事業所、地域活動支援センター・小規模事業所と利用契約を締結する場合には「工賃」としています。

【施設種別ごとの工賃（賃金）実績の推移】

	平成18年度(2006年度)		平成27年度(2015年度)		平成28年度(2016年度)		平成29年度(2017年度)		平成30年度(2018年度)		令和元年度(2019年度)	
	施設数（か所）	平均工賃/月（円）（/時間(円)）	施設数（か所）	平均工賃/月（円）（/時間(円)）	施設数（か所）	平均工賃/月（円）（/時間(円)）	施設数（か所）	平均工賃/月（円）（/時間(円)）	施設数（か所）	平均工賃/月（円）（/時間(円)）	施設数（か所）	平均工賃/月（円）（/時間(円)）
就労継続支援A型事業所	13	68,778	202	60,168	210	67,911	216	70,061	227	72,906	224	74,524
就労継続支援B型事業所 ※平成18年度は入所・通所授産施設及び小規模通所授産施設を含む	213	15,305	690	17,491 (225)	738	18,213 (227)	800	18,810 (256)	852	18,966 (256)	901	19,078 (262)
全施設平均	230	17,306	892	29,196	948	27,881	1,016	28,684	1,079	29,113	1,125	28,738

【工賃支払対象者延人数及び工賃支払総額の推移】

	平成18年度（2006年度）	平成27年度（2015年度）	平成28年度（2016年度）	平成29年度（2017年度）	平成30年度（2018年度）	令和元年度（2019年度）
工賃支払対象者延人数（人）	72,776	176,874	183,777	192,623	206,562	222,293
工賃支払総額（円）	1,113,806,394	3,093,700,941	3,347,156,960	3,623,222,775	3,917,733,468	4,241,094,530

※工賃実績調査（厚生労働省調査）

(5) 一般就労への移行状況

令和元年度（2019年度）における道内の福祉施設から一般就労への移行者数は1,113人となっており、平成17年度（2005年度）実績（105人）と比較し、10.6倍の増加となっています。

また、法定雇用率*10が適用される道内の民間企業（3,735社）の障がいのある人の実雇用率は2.27%であり、全国平均(2.11%)を上回っていますが、法定雇用率を達成している企業の割合は50.4%（1,883社）にとどまっているほか、障がいのある人を一人も雇用していない企業は30.8%（1,153社）と全国平均（30.0%）より高い水準にあります。（令和元年（2019年）６月１日現在）。

障がいのある人一人ひとりの意欲や障がい特性等に応じて、安心して一般就労に取り組むことができるよう、企業等と連携・協働した就労支援の充実・強化を図っていく必要があります。

【福祉施設から一般就労への移行者数】

種別		平成17年度（2005年度）	平成20年度（2008年度）	平成23年度（2011年度）	平成26年度（2014年度）	平成27年度（2015年度）	平成28年度（2016年度）	平成29年度（2017年度）	平成30年度（2018年度）	令和元年度（2019年度）
新体系（*11）	就労移行支援		98	318	430	523	529	575	638	652
	就労移行施設（養成施設）		5	5	0	7	3	0	0	0
	就労継続支援（A型）		7	56	191	155	172	167	174	189
	就労継続支援（B型）		50	146	292	219	191	226	299	272
旧体系（*12）	身体	11	1	3						
	知的	60	41	7						
	精神	34	23	0						
合計		105	225	535	913	904	895	968	1,111	1,113

※福祉施設等利用者の一般就労等に関する実態調査（道調査）

【障がい者雇用の義務がある民間企業の実雇用率等（令和元年（2019年）６月１日現在）】

法定雇用率	実雇用率		法定雇用率達成割合		法定雇用率達成企業数		
	北海道	全国	北海道	全国	北海道		
%	%	%	%	%			企業
2.2	2.27	2.11	50.4	48.0	1,883	／	3,735

※令和元年（2019年）障害者雇用状況の集計結果（厚生労働省北海道労働局）

《障害者雇用率制度について》

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障がいのある人を雇用する義務があります。（障害者の雇用の促進等に関する法律）

法定雇用率は、平成30年（2018年）４月から算定基礎の対象に精神障がいのある人が追加されること

等から、民間企業では2.0%から2.3%（当分の間2.2%）に引き上げられます。また、それに伴い、障がいのある人を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員50人以上から43.5人以上（当分の間45.5人以上）へと拡大されます。

(6) 地域生活移行状況

平成31年（2019年）４月１日から令和２年（2020年）３月31日までの地域生活移行者数は、88人となっています。

また、地域生活移行先としては、グループホーム（共同生活援助）がもっとも多く57人(64.8%)となっています。

【退所者の状況】

（単位：人）

期間	地域生活移行（※）	入所施設（障がい）	他入所施設（老人）	地域移行型ホーム	病院	その他	計
H24.4.1～H25.3.31	114	59	13	1	88	143	418
H25.4.1～H26.3.31	178	60	15	0	96	147	496
H26.4.1～H27.3.31	157	61	31	1	109	172	531
H27.4.1～H28.3.31	99	54	15	1	90	160	419
H28.4.1～H29.3.31	88	32	10	2	96	166	394
H29.4.1～H30.3.31	88	41	24	1	92	179	425
H30.4.1～H31.3.31	58	48	20	0	102	215	443
H31.4.1～R2.3.31	88	46	19	2	100	185	440

【参考】

H17.10.1～H24 3.31	2,548	890	143	15	560	965	5,121

※道外の利用者含む

【地域生活移行の内訳】

（単位：人）

期間	グループホーム	福祉ホーム	一般住宅	公営住宅	家庭復帰	その他	計
H24.4.1～H25.3.31	70	1	9	2	28	4	114
H25.4.1～H26.3.31	128	1	8	2	33	6	178
H26.4.1～H27.3.31	116	3	7	1	27	3	157
H27.4.1～H28.3.31	62	1	3	1	28	4	99
H28.4.1～H29.3.31	63	0	0	0	19	6	88
H29.4.1～H30.3.31	62	4	5	0	16	1	88
H30.4.1～H31.3.31	25	1	4	0	26	2	58
H31.4.1～R2.3.31	57	0	6	0	25	0	88

【参考】

H17.10.1～H24 3.31	1,807	28	126	25	496	66	2,548

※H26.4まではグループホーム（共同生活援助）及びケアホーム（共同生活介護）の合計です。

(7) 特別支援学校卒業生の進路状況

道内の特別支援学校の令和２年（2020年）３月における高等部卒業者1,186人のうち、就職は443人で全体の37.4%、福祉施設利用は645人で全体の54.4%となっています。

特別支援学校を卒業した人が、身近な地域で生活することができるよう、在学中の就職支援の強化や地域のサービス基盤を整備していく必要があります。

【特別支援学校卒業生の進路状況】

（単位：人）

	進路＼学校		視覚障がい	聴覚障がい	知的障がい	肢体不自由	病弱	計	専攻科 視覚	専攻科 聴覚
高等部	卒業生		9	15	1,075	78	9	1,186	8	6
	就職		2	6	431	4	0	443	3	5
	進学	専攻科等	1	0	0	0	0	1	0	0
		大学等	2	6	0	1	1	10	0	1
		教育訓練機関等	0	0	16	0	0	16	0	0
		小計	3	6	16	1	1	27	0	1
	福祉施設利用		3	3	582	53	4	645	0	0
	その他（入院、自宅療養等）		1	0	46	20	4	71	5	0

(8) 発達障がい者に対する支援の状況

平成28年（2016年）８月に施行された発達障がい者支援の一層の充実を図るため、発達障害者支援法が全般にわたって改正され、医療、福祉、教育、就労等の関係機関が相互に連携し、一人ひとりの発達障がいのある人に切れ目のない支援を実施することが目的に追加され、きめ細やかな支援を推進することとされました。

道では、北海道教育庁と共同し、また、「発達障害者支援（地域）センター*13」を設置し、地域で発達障がいのある人やその家族の支援を行う市町村や事業所等の関係機関への助言や人材育成を行い支援の充実を図るほか、フォーラムを開催するなど発達障がいの理解促進を行っています。

(9) 障がい児に対する支援の状況

平成28年（2016年）６月の児童福祉法の改正に伴い、これまでの指定障害児通所支援事業に居宅訪問型児童発達支援が創設され、また、医療的ケア*14を要する障がいのある子どもが適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとされました。

さらに、障がいのある子どものサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定することとなりました。

また、子ども・子育て支援法の「すべての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」との基本理念に基づき、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が各々の役割を果たすとともに、相互に協力を図り、障がいのある子どもとその家族に対し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を整備し、障がいのある子ども本人の最善の利益を保障する必要があります。

(10) 医療を必要とする在宅障がい児（者）等に対する支援の状況

重症心身障がい児(者)や医療的ケアを必要とする在宅で暮らす重度障がいのある人が、地域で生活するためには、必要なサービス基盤を整備し、その家族の負担を軽減することが必要です。

(11) 北海道障害者介護給付費等不服審査会等の状況（令和２年（2020年）３月31日現在）

障がいのある人又は障がいのある子どもの保護者は、市町村が決定した障害支援（程度）区分*15認定や支給決定などについて不服がある場合に、都道府県知事に対して審査請求をすることができます。

道では平成18年（2006年）４月に北海道障害者介護給付費等不服審査会、平成24年（2012年）４月に

障害児通所給付費等不服審査会を設置し、審査請求があった事件について審議を行っています。

北海道障害者介護給付費等不服審査会には、平成18年（2006年）の新制度施行以降、129件の審査請求があり、うち98件が障害支援（程度）区分の認定に関するもの、29件が支給決定等に関するものとなっています。

なお、障害児通所給付費等不服審査会への審査請求はありません。

【障害者介護給付費等不服審査会審議内訳】

採決内容	件数	請求内容	件数
認容	48件	障害支援（程度）区分関連	98件
棄却	54件	支給決定又は支給内容に関するもの	29件
取下	24件	その他	2件
却下	3件		
計	129件	計	129件

※　障害支援（程度）区分関連

障害程度区分（平成18年（2006年）４月～平成26年（2014年）３月）及び障害支援区分（平成26年（2014年）４月～）に関連する請求

３　主なサービス提供基盤の整備状況

(1) 基盤整備の状況（令和２年（2020年）3月31日現在）

障害者支援施設の定員数は、平成29年（2017年）と令和２年（2020年）を比較すると421名（3.9%）の減となっています。

また、就労継続支援Ａ型は、適正な事業運営と就労の質の向上を図るため、平成29年（2017年）４月から運営基準等の改正が行われたことにより、事業所数が減少となっています。

【サービス提供基盤の整備状況】

	平成29年（2017年）4月1日		令和2年（2020年）3月31日		差引	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
入所施設	209	10,929	204	10,508	▲ 5	▲ 421
生活介護	512	17,614	560	18,574	48	960
自立訓練（機能訓練）	3	22	17	267	14	245
自立訓練（生活訓練）	66	626	75	885	9	259
就労移行支援	199	2,120	168	1,897	▲ 31	▲ 223
就労移行支援（養成施設）	1	60	1	60	0	0
就労継続支援Ａ型	247	4,501	237	4,407	▲ 10	▲ 94
就労継続支援Ｂ型	780	15,823	973	19,818	193	3,995

※ 障害者支援施設の日中活動サービスはそれぞれのサービス種別へ計上している。

(2) 人材養成の状況

障がいのある人が各種サービス等の社会資源を有効に活用しながら生活することができるよう、相談支援業務に従事する人や居住系、日中活動系サービス事業者に配置が義務付けられているサービス管理責任者を、また、利用者に適切なサービスが提供されるよう、障害者総合支援法に定める障害支援区分認定関係者（認定調査員・審査会委員・主治医）を養成するための研修等を行っています。

【研修修了者の状況】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
相談支援従事者研修	376	457	510	417	383	335	351	213
サービス管理責任者研修	936	514	868	834	1,038	1,306	1,367	1,006
障害支援区分認定調査員研修	373	376	450	450	369	362	365	313
市町村審査会委員研修	47	103	96	96	59	90	59	68
主治医研修	535	715	600	587	374	387	228	385

※「障害支援区分認定調査員研修」については、平成25年度（2013年度）までは「障害程度区分認定調査員研修」として実施。

第３ 計画推進のための基本的事項

【計画の体系】

希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会の実現

《推進項目》	《推進施策》
（1）北海道障がい者条例の施策の推進	① 北海道障がい者条例の施策の推進
（2）権利擁護の推進	① 暮らしづらさを解消するための取組 ② 虐待の防止 ③ 差別等を解消するための取組の推進 ④ 意思決定支援の推進
（3）地域生活支援体制の充実	① 相談支援体制の確保 ② 障がい者の地域生活への移行促進 ③ 地域生活支援拠点等の整備 ④ 自立と社会参加の促進 ⑤ ライフサイクルを通じた関係機関の連携強化
（4）北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進	① 北海道意思疎通支援条例の施策の推進 ② 北海道手話言語条例の施策の推進
（5）サービス提供基盤の整備	① 住まいの基盤整備の充実 ② 日中活動サービスの充実 ③ 地域生活を支えるサービス基盤の充実 ④ 共生型地域福祉拠点の取組推進 ⑤ 地域間格差の縮小 ⑥ 施設による支援
（6）障がい児支援の充実	① 子どもの発達支援の充実 ② 家族への支援 ③ 福祉、保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援 ④ 地域社会への参加・インクルージョン（包容）の推進 ⑤ 障がい児支援体制の基盤整備 ⑥ 特別な支援が必要な子どもへの支援
（7）発達障がいのある人や医療的ケアの必要な在宅の障がいがある人等への支援	① 発達障がいのある人への支援の充実 ② 医療を必要とする障がい児者等への支援 ③ 難病等である人への支援
（8）精神保健福祉・医療施策の充実	① 地域生活を支える体制の整備 ② 保健・医療の推進
（9）就労支援施策の充実・強化	① 道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり ② 一般就労の推進 ③ 多様な就労の機会の確保 ④ 福祉的就労の底上げ
(10) 多様な人材の確保・養成及びサービスの質の向上	① 人材の養成・確保 ② サービスの質の向上
(11) 安全確保に備えた地域づくりの推進	① 安全確保に備えた地域づくりの推進

1　第６期障がい福祉計画推進の基本方針

(1) 北海道障がい者条例の施策の推進

障がいがあっても安心して地域で暮らすことができる社会づくりを目指し、障がいのある人の権利擁護の推進と暮らしやすい地域づくりや就労支援を推進するため、各種施策の取組を進めます。

(2) 権利擁護の推進

北海道障がい者条例や「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）及び障害者差別解消法に則して、虐待や差別の解消に取り組むなど、より一層、権利擁護を推進します。

(3) 地域生活支援体制の充実

施設入所者の意向を把握し、受入地域と施設との連携や地域生活移行後のフォローについて関係者との連携を図り、退所可能な方々の地域生活への移行促進を図るほか、道が行う広域的・専門的な相談支援や市町村における相談支援の充実など、さらなる相談体制などの整備を推進します。

また、乳幼児期や学齢期、就労期、老齢期といったライフサイクル*16を通じた一貫した支援ができるよう関係機関等の連携による取組や在宅で生活する障がいのある人の高齢化や重度化さらには生活を支えていた親が亡くなった後でも、地域での生活が継続できる体制整備を促進します。

(4) 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進

障がいのある人に対する意思疎通手段の確保や意思疎通支援者の養成・派遣等を行い、障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の情報を得られるようにする情報保障の確保を図ります。

また、手話が独自の体系を持つ言語であることについて、広く道民への普及啓発を進めるほか、手話を習得するための必要な支援を行います。

(5) サービス提供基盤の整備

市町村や事業所への助言等を行い、圏域ごとにサービスの整備量を調整しながら、地域間の均衡に配慮した計画的な基盤整備を行い、地域間格差の縮小に努めます。

また、広域・分散である北海道の特性を踏まえ、より身近な地域で障がいのある人もない人もともに支え合いながら暮らすことができる地域づくりを広げるため、他の福祉施策と連携し、共生型地域福祉拠点*17の取組を推進します。

(6) 障がい児支援の充実

発達の遅れや偏り、障がいのある子どもに対する相談支援、通所支援、入所支援等のサービス提供体制の整備や重層的な地域支援体制の構築、地域社会への参加・インクルージョン*18（包容）を推進し、子どもと家族へのより一層の支援体制の充実を図ります。

(7) 発達障がいのある人や医療的ケアの必要な在宅の障がいのある人等への支援

発達障がいのある人やその家族への支援が推進されるよう、また、重症心身障がいや医療的ケアの必要な在宅の障がいのある人等が身近な地域において必要な支援が得られるよう、関係機関が連携を図

り、地域の支援体制の充実を図ります。

(8) 精神保健福祉・医療施策の充実

精神障がいのある人とその家族が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

(9) 就労支援施策の充実・強化

障がいがあっても、いきいきと働くことができるよう、社会全体で応援する体制づくりを進めながら、就労機会の拡大や定着支援、さらに工賃水準の向上に向けた取組を推進します。

(10) 多様な人材の確保・養成及びサービスの質の向上

サービスの利用相談や計画策定を担う相談支援専門員やサービス管理責任者等の養成を行うとともにサービスの提供に直接必要な多様な人材の確保に努めます。

また、適切で良質なサービスが提供されるよう、研修などを通じ障害福祉サービス等及び通所支援等のサービスの質の向上を図ります。

(11) 安全確保に備えた地域づくりの推進

市町村や関係団体と連携を図り、災害や感染症発生時はもとより日常的に障がいのある方々の安全確保を推進し、その障がい特性に配慮した支援が行えるよう、地域住民などとの共生による支援体制づくりを進めます。